○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部	課室等名	環境保全課
許	認可等名	地下水の水質の測定又は地下水の汚染の拡大の防止が講じられている土地 の形質の変更の確認
根	拠 法 令	土壤汚染対策法施行規則
根	拠 条 項	第46条第3項
連	絡 先	(電話 621-5213)
審查基準	基準	・土壌汚染対策法施行規則 第46条第3項 2 都道府県知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る土地の 形質の変更の施行方法が第40条第2項第1号の環境大臣が定める基準に 適合していると認められる場合に限り、第43条第4号の確認をするもの とする。 ・土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区域内の帯水 層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準(平成31年 環境省告示第5号)は別紙のとおり。
	参考事項	土壌汚染対策法施行令第10条により市長が行うこととされている (別紙のとおり。)
	設定等年月日	平成24年8月1日設定(令和3年1月26日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (設定しない ものについて はその理由)	総日数30日(休日を含む)
	設定等年月日	平成24年8月1日設定(令和 年 月 日最終変更)

審查基準	~
基	
準	

ı